

倒産防止共済制度の掛金の税法上の取り扱い

山口 昇 税理士

Q

当社は、新潟県で桐ダンスの製造を行う有限会社です。中小企業を連鎖倒産の危機から守る中小企業倒産防止共済制度があること聞きましたが、この共済の加入を検討するため、その制度の内容についてお聞かせください。

中小企業倒産防止共済とは

毎月の掛金

中小企業倒産防止共済制度とは、中小企業の連鎖倒産を防止する目的で設けられた制度で、加入者が毎月一定の掛金を積み立てておくと、取引先企業が倒産した際、積立金総額の一〇倍の範囲内で回収困難となった売掛金債権等相当額の共済金の貸し付けが無

毎月の掛金は五〇〇〇円から八万円まで、五〇〇〇円きざみで自由に選ぶことができ、掛金総額が三二〇万円になるまで積

み立てられます。

掛金の税法上の取り扱い

納付した掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、法人の場合は損金に算入することができます。

共済金の貸し付け

共済加入後六ヵ月以上経過して万一取引先が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、掛金総額の一〇倍の範囲内で最高三二〇〇万円の共済金の貸し付けを受けることができます（借り入れは取引先の倒産の事実と取引状況の確認だけで迅速に処理されます）。ただし、貸し付けを受けると、貸し付けを受けた共済金の額の一〇分の一に相当する額が納付した掛金から控除されることとなっています。

一時貸し付け

この共済は、取引先の倒産が生じていなくても、契約者が臨時に事業資金を必要とする場合には、解約手当金の額の九五％の範囲内で貸し付けが受けられます。

貸付利率は平成十八年二月一日現在、年

A

利子で受けられるものです。

この制度は、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度です。

加入者

この共済制度に加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き一年以上事業を行っている方です。

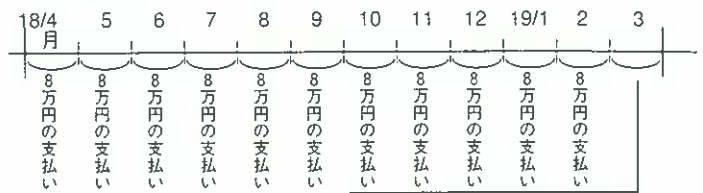
〈加入条件〉

- ①個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本の額または出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ②企業組合、協業組合
③事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

＜3月決算法人の掛金の支払い事例＞



案1	案2	案3
今期大幅に利益が出る見込みの場合	例年と同額	業績が厳しい場合
3月中に次年度分も含め前納	通常どおり3月分	掛金を最低5,000円まで減額
96万円の支払い (8万円×12ヵ月)	8万円の支払い	5,000円の支払い

一・五%と低利率となっています。

共済掛金で節税

この倒産防止共済制度の魅力は、取引先の倒産時に共済金の貸し付けが受けられるのは当然のこととして、なんといつても、納付した掛金が全額必要経費または損金の額に算入でき、節税につながることにあります。

特に一年以内の前納掛金についても、必要経費または損金の額に算入できるため、

＜解約手当金の支給率＞

掛金納付月数	解約手当金
1～11ヵ月	0%
12～23ヵ月	掛金総額の80%
24～29ヵ月	掛金総額の85%
30～35ヵ月	掛金総額の90%
36～39ヵ月	掛金総額の95%
40ヵ月以上	掛金総額の100%

加入後、一年以上経過しこの共済契約を解約した場合には、掛金総額の八〇～一〇〇%

任意解約の場合は掛金が戻る

また、掛金を前納した場合は、後日、割引額が契約者に戻されることとなります。なお、掛金を前納する場合は、所定の手続きが必要となりますが、翌年度も前納を続ける場合にはそのつどその手続きを行う必要がありますので、注意が必要です。

共済の税制上の魅力

この倒産防止共済制度は、毎月支払う掛金が必要経費または損金の額とすることができ、かつ、一年以上掛けて解約した場合には掛金が戻る(四〇ヵ月以上掛けた場合は全額)ところが最大の魅力です。要は定期積金を毎月しながら掛金を必要経費または損金とし、解約時に四〇ヵ月以上掛金を支払っていた場合は全額が受け取れる、いわば節税しながら貯蓄が最高三二〇万円までできる共済(四〇ヵ月満期の定期積金を節税しながらできる共済)といえます。

そのため、掛金は実際には一年以上掛けて続けていけば掛け捨てにならず、むしろ資産(定期積金等)と考えることができます。なお、解約手当金は、雑収入または益金の額として処理されることとなります。